



2022年2月28日

各位

会社名 株式会社スノーピーク
代表者名 代表取締役社長 山井 梨沙
(コード番号: 7816 東証第一部)
問合せ先 財務管理室長 金子 聡
(TEL. 03-6805-7738)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第58回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月25日(金)
定款変更の効力発生日	2022年3月25日(金)

以上

【別紙】定款変更の内容

【別紙】変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

変更前定款	変更後定款案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上